

産 業 廃 棄 物

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物

収集運搬業（積替え・保管を含まない）の許可の手引

平成 2 4 年 4 月

大 阪 府

大 阪 市

堺 市

東 大 阪 市

高 槻 市

豊 中 市

目 次

■（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）を行うための基本的な事項	1～31
■（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）の許可等申請書の様式の記入例	32～47
■（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）の許可等申請書の様式	48～66
■補足様式例	67～78
■優良産廃処理業者認定制度について	79～84
■府内の各行政庁の連絡先など	85～86
■その他のお知らせ	87～90

■産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）を行うための基本的な事項

1 産業廃棄物とは何か

(1) 「廃棄物」とは

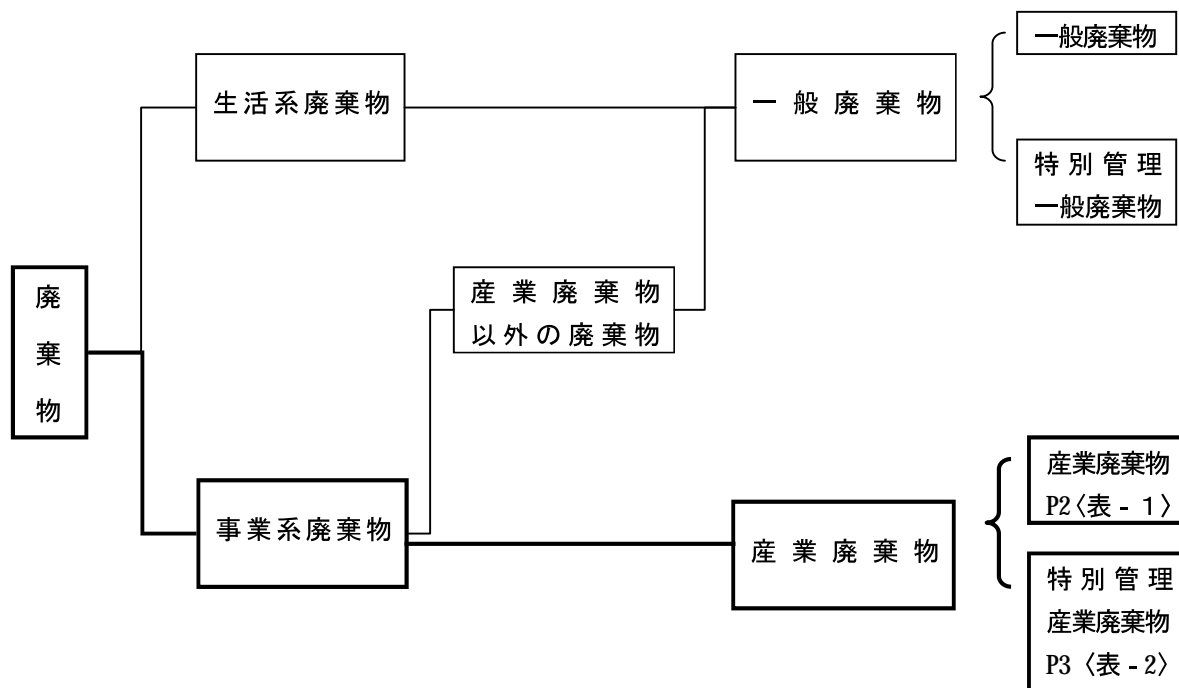
- 廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。※）」です。 ※一部例外あり。

(2) 「産業廃棄物」とは

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥などのP.2〈表-1〉に掲げるものです。

(3) 「特別管理産業廃棄物」とは

- 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものでP.3〈表-2〉に掲げるものです。



表一 1 産業廃棄物の種類

種類	具体例
1 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかすなど (注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3 廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙くず ※	紙、板紙くず、障子紙、壁紙など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)、出版業(印刷出版を行うものに限る)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。
8 木くず ※	おがくず、バーク類、木製パレット、木製リース物品など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだもの、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず、物品賃貸業に係る木くずに限る。
9 繊維くず ※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳、カーテンなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。
10 動植物性残さ ※	あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあらなど 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
11 動物系固形不要物 ※	法に定めると畜場(と畜場法)及び食鳥処理場(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)における処理時に排出される固形状の不要物
12 ゴムくず	天然ゴムくずのみ
13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭粉炭かす、鋳物砂など
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物など
17 動物のふん尿 ※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿〔畜産農業に係るものに限る。〕
18 動物の死体 ※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体〔畜産農業に係るものに限る。〕
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る)又は上記1～18に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 産業廃棄物を処理するために処分したもの	上記1～20に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)

※ 印については業種の限定があります。

表一 2 特別管理産業廃棄物の種類

種類	具体例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの)	
廃アルカリ	pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの)	
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの(血液、注射針(未使用のものを含む)など)	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(有害物質の判定基準(P.4<別表>)を超えるもの)
	廃石綿等	<p>廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るもの及び大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたものであって飛散するおそれのあるもの</p> <p>①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿</p> <p>②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1)石綿保温材 (2)けいそう土保温材 (3)パーライト保温材 等</p> <p>③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの</p> <p>④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん装置で集められたもの</p> <p>⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの</p>
	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銹さい、ばいじん	<p>有害物質の判定基準(P.4<別表>)を超えるもの又は適合しないもの</p> <p>※ダイオキシン類に係る有害物質の判定基準は、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリの含有等試験で(P.4<別表>)を超えるものは、特別管理産業廃棄物となる。</p>
	廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン(いずれも廃溶剤に限る。)
ばいじん	輸入された廃棄物の焼却施設(処理能力200kg/時間以上又は火格子面積2㎡以上の焼却施設であって環境省令で定めるものに限る)において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
ばいじん 燃え殻 汚泥	<p>①ダイオキシン類特別措置法対象の廃棄物焼却炉において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの(ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、汚泥にあつては排ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は灰の貯留施設から排出されたもの)</p> <p>②輸入された廃棄物であること(ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、燃え殻及び汚泥にあつてはダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの)</p>	

別表 有害物質の判定基準

有害物質	燃え殻、汚泥、 鉱さい、ばいじん等	廃酸、廃アルカリ
	溶出試験	含有試験
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ	0.05 mg/ℓ
カドミウム又はその化合物	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
有機りん化合物	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
6価クロム化合物	1.5 mg/ℓ	5 mg/ℓ
ひ素又はその化合物	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
P C B	0.003 mg/ℓ	0.03 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ	3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ	0.4 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ	4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ	30 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ

P C B 処理物に係る判定基準

廃棄物の種類	溶出試験	含有試験
廃油	—————	0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ	—————	0.03 mg/ℓ
廃プラスチック類、金属くず	P C B が付着していない、又は封入していないもの	
陶磁器くず	P C B が付着していないもの	
上記以外のもの	0.003 mg/ℓ	—————

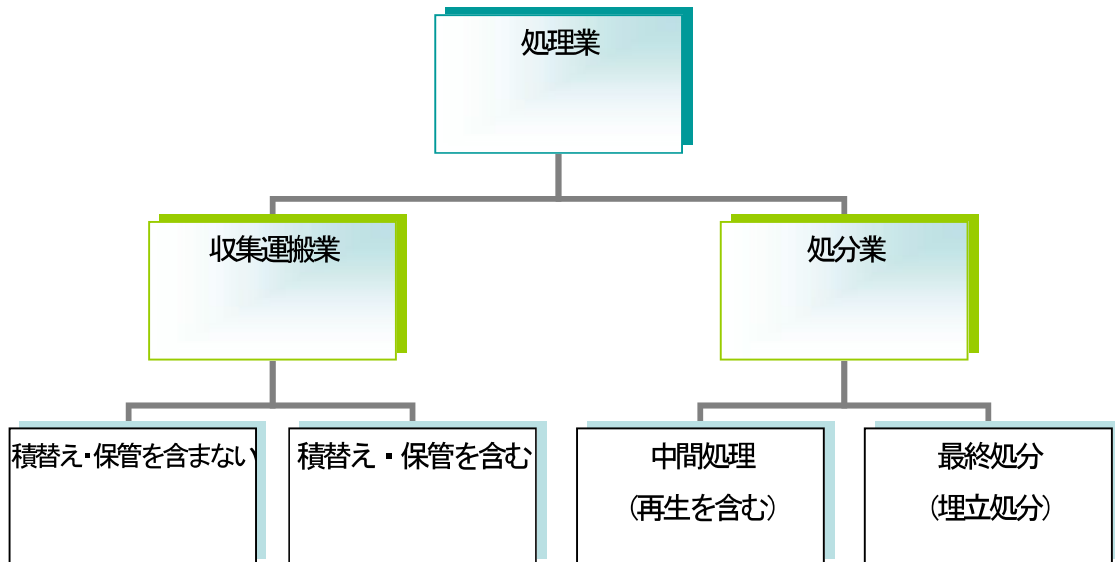
ダイオキシン類に係る判定基準

廃棄物の種類	溶出試験	含有試験
廃棄物焼却施設によって集められた燃え殻、ばいじん	—————	廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g
製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、 溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん		
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設※を 有する工場等において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ		廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/g
上記廃棄物を処分するために処理したもの		

※ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設に限る。

2 産業廃棄物処理業の許可

【処理】 【処分】 など許可の区分



○ 積替え・保管を含まない

排出源から集めた廃棄物を、中間処理施設又は最終処分先等に直接運ぶこと。
許可のある積替え・保管施設以外での廃棄物の車両等から車両等への積替えや一時的な保管、廃棄物を積んだ車両等を日付を超えて止めておく行為をすることはできません。

○ 積替え・保管を含む

収集した廃棄物を積替え・保管施設において積替え・保管し、中間処理施設又は最終処分先等に運ぶこと。

○ 中間処理

焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化すること。
特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でなくすること。

○ 最終処分

埋立てにより廃棄物を自然界に還元すること。

3 許可の要件

許可を受けるための要件は次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満足させておくことが必要です。

(1) 収集運搬の用に供する施設

① 施設に関する基準

申請者が次の基準に従って、必要な施設（運搬車・運搬容器等）を有する必要があります。

ア 産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

【必要な車両等】

■ ダンプトラック、吸引車等の車両、ドラム缶、フレキシブルコンテナバック等の容器など産業廃棄物の性状、形状、量に応じた施設（車両及び容器）が必要です。また、『**感染性産業廃棄物**』は**専用密閉容器と保冷車や密閉車両が必要**となります。

【認めていない車両】

- 塵芥車（パッカー車）での『**がれき類**』、『**石綿含有産業廃棄物**』の運搬は認められません。
- 『**がれき類**』及び『**鉍さい**』を「**土砂等禁止**」の車両で運搬することは認められません。

② 施設の使用権原等について

申請者は、継続して施設の使用の権原を有している必要があります。

ア 車両は、自動車検査証の使用者と申請者が同じである必要があります。自動車検査証の使用者が申請者と異なる場合は、貸借契約書又は車両の賃借等に関する証明書等により使用の権原を明らかにする必要があります。

イ 他の事業者が登録した車両は、使用（登録）できません。

ウ 収集運搬の用に供する車両の保管場所を確保しておく必要があります。

エ 申請者と車両の運転者との間には雇用関係が成立していることが必要です。

過去には、申請者Aとは雇用関係のない者Bが、車両をAに貸し、Bが同車両を運転して産業廃棄物の収集運搬をしていたという件で、AおよびBが廃棄物処理法上の違法性を問われて逮捕された事例があります。

オ 事業用自動車（いわゆる緑ナンバー車）を貸し借りするためには、事前に貨物自動車運送事業法に基づく手続を行うことが必要です。

(2) 産業廃棄物処理業許可取得のための講習会

次に掲げる者が、下記の講習会を修了等していることが必要です。

① 申請者が法人の場合 代表者又は産業廃棄物の処理に関する業務を行う役員もしくは業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。
② 申請者が個人の場合 当該者又は業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。

次に掲げる講習会の修了証等の写しが必要です。

修了証等の種類	申請の区分		特別管理産廃収集運搬業	
	新規	更新	新規	更新
1.産業廃棄物収集・運搬課程（新規）	◎	◎	△	◎
2.特管産業廃棄物収集・運搬課程（新規）	◎	◎	◎	◎
3.廃棄物収集・運搬課程（更新）	●	◎	●	◎
4.産業廃棄物管理士	●	◎	●	◎
5.特別管理産業廃棄物管理者講習		◎	△、●	◎
6.安全衛生管理規程等の写し	●		●	

※政令市に対して申請する場合には、上記に関わらず、事前にご相談下さい。

【表のみかた】

- ◎……その講習会の修了証のみで要件を満たすもの
- △…同じマークの講習会の修了証等を組み合わせることで要件を満たすもの（講習会の修了者は同一の者である必要はありません。）

（産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合）

次のいずれの場合も要件を満たします。

- ・産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「新規修了証」という。）を提出
- ・特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「特管新規修了証」という。）を提出
- ・産業廃棄物収集・運搬課程（更新）の修了証（以下「更新修了証」という。）＋産廃管理士＋安全衛生管理規程等の写しの組合せを提出

（産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請の場合）

上記の表の「産業廃棄物収集運搬業」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合）

次のいずれの場合も要件を満たします。

- ・特管新規修了証を提出
- ・新規修了証＋特別管理産業廃棄物管理者講習（以下「特管管理者修了証」という。）の修了証の組合せを提出
- ・更新修了証＋産廃管理士＋特管管理者修了証＋安全衛生管理規程等の写しの組合せを提出

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請の場合）

上記の表の「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

【講習会の実施主体】

1. ～3.、5. の講習会…財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（TEL 03-3668-7311）
4. の講習会…社団法人 大阪府産業廃棄物協会（TEL 06-6943-4016

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

【講習会の問合せ先】

社団法人 大阪府産業廃棄物協会（TEL 06-6943-4016、<http://www.o-sanpai.or.jp/>）

【安全衛生管理規程等について】

労働安全衛生法により策定が求められているものです。

詳しくは、下記のホームページをご参照下さい。

・厚生労働省(安全・衛生) : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

・安全衛生チェックリスト(産業廃棄物処理業用) :

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0303-2.html>

【修了証の有効期限について】

修了証の有効期限は、5年間(優良認定を受けている場合は7年間)です。

(参考)・新規・変更の許可申請については、申請時点において修了日から起算して5年以内。

・許可の更新申請については、現行の許可の有効期間の満了日の翌日において修了日から起算して5年以内。

【廃PCB等などの収集運搬業の許可申請について】

廃PCB等などの収集運搬を行おうとする場合には、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了証の写しが別途必要になります。

「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了者は安全管理責任者及び運行管理責任者その他のこれらに類する者であることが必要です。

【政令市に対する申請について】

政令市に対して申請する場合には、上記に関わらず、添付すべき講習会の取り扱いについて、事前にご相談下さい。

(3) 経理的基礎

- 申請者は産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが必要です。
- 経理的基礎を有すると判断されるためには、少なくとも債務超過の状態でないことが必要であると考えられます。
- これらの観点により経理的基礎の有無を判断しますが、債務超過の状態である場合については、追加資料を求める場合がありますので、必ず事前に各行政窓口でご相談下さい。(詳細はP. 74を参照)

(4) 欠格要件

- 申請者（法人の役員、株主又は出資者、政令で定める使用人も対象）が次のいずれにも該当しないことが必要です。
- なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合、当該許可の取消しなどの処分がなされます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまで

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人〔※1〕のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(参考) 法第7条第5項第4号イからト

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人〔※2〕又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔※3〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪〔※4〕若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。〔※5〕以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※1：「役員」には、監査役、相談役、顧問も含まれます。

「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者

- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

※2：「成年被後見人若しくは被保佐人」とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、自分で法律行為を行うことが困難な方で、成年後見制度（民法第838条以下）により東京法務局に登録されている方。

※3：「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは

- ◇ 「大気汚染防止法」
- ◇ 「騒音規制法」
- ◇ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」
- ◇ 「水質汚濁防止法」
- ◇ 「悪臭防止法」
- ◇ 「振動規制法」
- ◇ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」
- ◇ 「ダイオキシン類対策特別措置法」
- ◇ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

※4：「刑法の罪」とは

第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）

※5：「同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、一定比率以上（5%以上）有する株主及び出資者も含まれます。

4 許可申請手続きにおける共通事項

(1) 許可の申請先について

○直送許可について、次の表のとおりです（下線部が変更点）。

業者の行う（行おうとする）直送の範囲が大阪府内の一の政令市※1の管轄区域を越えるか否か	改正法の施行後 （平成23年4月1日～）		改正法の施行前 （～平成23年3月31日）	
	大阪府の許可	政令市の許可	大阪府の許可	政令市の許可
越える	必要※2	取得不可 （不要） ※3	必要（政令市外で積み卸しをする場合） （例：府→堺市）	必要（政令市内で積み卸しをする場合） （例：大阪市→堺市）
越えない	不要	必要	不要	必要

※1 大阪府内では、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市が該当

※2 一の政令市から政令市を除く府域に運搬する場合のほか、府内の二以上の政令市で積み 卸しする場合（例：大阪市→堺市）も、大阪府の許可が必要となりました。

※3 次の場合には、改正法施行後、政令市の直送許可権限（以下、「市許可」という。）は失効します。

①改正法の施行前から、大阪府の許可、市許可の双方を有している場合
（平成23年4月1日に市許可が失効）

②改正法の施行前から、市許可を有している場合であって、その後、大阪府の許可を取得したとき
（府の許可を取得したときに市許可が失効）

○次の経過措置が設けられています。

・上記※3の①の場合であって、市許可の品目に、大阪府の許可の品目にはないものがあるとき（例：市許可→汚泥、府の許可→がれき類）には、当該市許可の有効期間中は、当該市許可は失効しません（本来は、大阪府の許可について、品目の追加が必要※）。

※大阪府の許可品目の追加について、市許可失効後、引続き従前の市許可品目について運搬を行う場合は、可能な限り早めに府に対する申請をして下さい。

府における審査中に、市の許可が失効すると、市許可が失効してから府の許可がおけるまでの間、当該品目の収集運搬を行うことはできません。

・改正法の施行前から、府内の二以上の市許可のみを有している場合には、当該市許可の有効期間中は、当該市許可は失効しません（本来は、大阪府の許可が必要）。

・上記いずれの場合においても大阪府の許可を取得（または品目を追加）した時点で、市許可は失効することとなります。品目の追加には、変更許可申請が必要です。

○（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可については、特段の見直しは行われません。

※なお、府内の政令市に許可申請される場合は、事前に 87ページをご確認ください。

(2) 許可の有効期間の特例について

■優良な（特別管理）産業廃棄物処理業者の許可の有効期間の特例が設けられます。

○（特別管理）産業廃棄物処理業者が優良基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間は7年となりました（それ以外の場合は5年）。

○産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時（改正法施行時に許可を有している者は当該許可の有効期間中、随時）に、以下の基準の適合性審査の申請を行うことができます。

- ① 更新前の許可の有効期間中に廃棄物処理法、浄化槽法等に基づく許可取消し、停止命令等の不利益処分を受けていないこと。
- ② 事業活動に係る環境配慮の取組が、**ISO14001** 等の認証制度により認められていること。
- ③ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合は、7年間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。
 - ・会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
 - ・許可内容（事業計画の概要等）
 - ・施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程等） など
- ④ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ⑤ 財務体質の健全性に係る基準※に適合していること。

※以下のとおり

- ・申請直前3年の各事業年度のいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上
- ・申請直前3年の各事業年度の「経常損益＋減価償却費」の平均額が0を超えること
- ・法人税、消費税、住民税等、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと など

☆詳しくは、P. 79からの案内をご参照下さい。

(3) 許可申請書の提出

ア 許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類〔P.15～17 許可申請に必要な書類一覧を参照〕を**順番にそろえて**提出してください。

イ 提出部数

- ・ 正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部
- ・ 副本は、正本と同じものを**順番にそろえて**提出してください。
（不備な場合は、申請を受付できない場合があります。）
- ・ 副本は、許可申請後も申請者において、厳正に保管していただくこととなります。

ウ 許可申請手数料及び納金方法

業種	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

- (納金方法)
- ・ 大阪府—————大阪府証紙
 - ・ 大阪市—————後日、振込
 - ・ 堺市・東大阪市・高槻市・豊中市——現金・小切手

注) 申請を取り下げる場合、手数料はお返しできません。

エ 同時申請（届出）について

申請書（届出書）を1つの行政庁に対し同時に2つ以上提出する場合（例えば、更新許可と変更許可を同時申請）、重複する書類を省略することができます。その場合は「同時申請（届出）に関する申立書」（P.68 参照）を省略した申請（届出）に対し1枚添付してください。

オ 申請書類を省略できる制度について

申請の際に、下の表の書類を提出していただくと、表のそれぞれに対応する書類の添付を省略することができます。ぜひ、ご活用下さい。

省略できる書類	た事業計画の概要を記載した書類（別紙1～4）	貸借対照表、損益計算書など（直前3年分）	確定申告書、納税証明書（直前3年分）	定款（寄付行為など含む）	登記事項証明書	住民票の写し	登記されていないことの証明書
提出する書類							
許可の有効期間の特例の申立て※1	○	○※2	○※2	○※2	○※2		
有価証券報告書（直前事業年度分）※3		○	○	○	○		
先行許可証※4						○	○

※1 法施行規則第9条の2第3項の基準に適合する者に限る

※2 法人に限る

※3 許可の有効期間の特例を受けようとする者にあつては、直前の2事業年度分

※4 規則第9条の2第5項又は第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 **無** の許可証の写し（要、原本証明）

カ 郵送での受付

許可（優良確認含む）申請は、郵送での受付はできません。

(4) 審査

- 許可申請の内容が許可の要件に適合しているかどうかについて書類審査を行います。また、審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、必要に応じ申請内容を現地確認することがあります。
- なお、法第23条の3及び法第23条の5の規定により、申請者ならびに法定代理人、申請者の役員、株主、出資者及び政令で定める使用人が法第14条第5項第2号及び第14条の4第5項第2号（いわゆる欠格要件）に該当しないことを警察本部等関係機関に問い合わせ確認することをご確認ください。
- 審査の標準処理期間は、60日です（大阪府のみ廃PCB等などの標準処理期間は75日）。標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「めやす」を定めたものなので、必ず標準処理期間内に申請に対する応答があるとは限りません。また、期間を経過したからといって直ちに役所が違法を問われるものでもありません。また、不備な申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

※審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しないと判断される場合、不許可になります。

この場合、申請手数料はお返しできません。

(5) 許可証の交付

- 審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しているときは、許可証を交付します。
- 許可証の郵送を希望される方は、着払いで郵送いたします。その場合、申請される際に、その旨をお伝え下さい。
- 返信用封筒や切手等は、お預かり致しません。

(6) 許可証の再交付

- 許可証の再交付については、交付を受けた行政庁に問い合わせください。紛失等による再交付については、手数料(1,500円)が必要となります(大阪府のみ)。

許可の申請に必要な書類一覧

申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や追加の説明書類を求めることがあります。また、各行政で補足書類が必要な場合もあります。ご不明な点は各行政庁（P85、86）にお問合せください。

○ 申請書 ◆ 添付書類	注意事項		
○産業廃棄物/特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書又は事業範囲変更許可申請書 第1面～第3面 (記入例 P.32～37、様式 P.48～55) ※「新規」と「更新」は様式が同じです。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2面及び第3面については該当するすべての者を記載 ・外国籍の方は第2面及び第3面については外国人登録証明書に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名を記入 ・第3面の「政令で定める使用人」についてはP.10※1を参照 ※第2面及び第3面に記載された個人及び法人について照会を行い、欠格事由に該当すれば不許可となります。 		
事業計画の概要を記載した書類	○別紙1(1.事業の全体計画、2.収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量) (記入例 P.39、様式 P.58)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生する業種によって産業廃棄物にならないものもあることに注意(P.2を参照) ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可。 ※東大阪市への申請時のみ、「廃石綿等(特管)」の排出場所における分析表等の根拠資料が必要。 	更新または変更申請の場合であって、これら書類の記載内容に変更のないものについては、それぞれの記入欄に「変更なし」と記入して下さい。別紙1について大阪市に提出の場合は、変更がなくても詳細にご記載ください。
	○別紙2(3.運搬施設の概要) (記入例 P.40、様式 P.59)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる車両等、留意すべき事項はP.6の「施設に関する基準」を参照 	
	○別紙3(4.収集運搬業務の具体的な計画) (記入例 P.41、様式 P.60)		
	○別紙4	添付不要	
○別紙5 運搬車両の写真 (記入例 P.43、様式 P.62)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体が写っている正面及び片側面の写真(コピー(鮮明な白黒)可) ・変更許可申請の場合、継続して使用する車両については不要 		
○別紙6 運搬容器等の写真 (記入例 P.44、様式 P.63)	<ul style="list-style-type: none"> ・P.6の「施設に関する基準」を参照 		
◆自動車検査証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・検査証の期限が切れていないことを確認 ・変更許可申請の場合、継続して使用する車両については不要 		
◆車両の貸借に関する証明書 (P.72参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査証の使用者欄の名義人が申請者と異なる車両について必要 		
◆事務所及び事業場付近の見取図 ◆駐車場の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合は本店付近、個人である場合は住所地付近の見取図も必要 		

次ページに続く

◆産業廃棄物/特別管理産業廃棄物の収集運搬業に関する講習会修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・修了証の有効期限は、5年間または7年間（P.12参照）です。 ・この他、詳細はP.7参照。
○別紙7 事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (記入例P.45、様式P.64)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のために必要な車両等の施設をすでに保有している等で新たな資金を必要としない場合は記入例を参考にその旨を記入 (内容によっては、より詳細な資料等を求める場合あり)

■申請者が法人の場合

◆直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度ごとのもの ・直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P.13参照） ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P.13参照）
◆直前3年分の法人税(国税)の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (原本照合可)	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署が発行する納税証明書(その1) ・発行日から起算して3か月以内のもの ・直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P.13参照） ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P.13参照）
◆直前3年分の確定申告書(別表一(一)、四)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・修正申告がある場合は、修正申告書(別表一(一)、四)の写し ・直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P.13参照） ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P.13参照）
◆定款又は寄付行為(最新のもので原本証明したもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P.13参照） ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P.13参照）
◆法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (原本照合可)	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のもの ・新規申請については、現在事項全部証明書でも可 ・直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P.13参照） ・許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P.13参照）

■申請者が個人の場合

○別紙8資産に関する調書 (記入例P.46、様式P.65)	
◆直前3年分の所得税(国税)の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (原本照合可)	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署が発行する納税証明書(その1) ・発行日から起算して3か月以内のもの
◆直前3年分の確定申告書の写し(第一表、第二表)	<ul style="list-style-type: none"> ・修正申告がある場合は、修正申告書(第一表、第五表)の写し

■以下は共通

○別紙9誓約書 (記入例P.47、様式P.66)	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず押印が必要
◆産業廃棄物/特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	<ul style="list-style-type: none"> ・更新及び変更許可申請の際は現行の許可証の原本又はコピー(許可証交付時に本証を返納)が必要

<p>◆住民票等</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員全員 ・持分 100 分の 5 以上の株主及び出資者全員 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・法定代理人（申請者が未成年のとき） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める使用人(P. 10 参照)全員 <p style="text-align: center;">(原本照合可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行許可証を提出する場合は不要 (P. 13 参照) ・ 発行日から起算して 3 か月以内のもの ・ 役員は監査役、相談役及び顧問を含む ・ 住民票は本籍地が記載されているもの ・ 外国人の方は外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書 ・ 株主又は出資者が法人である場合はその法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
<p>◆登記されていないことの証明書</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員全員 ・持分 100 分の 5 以上の株主及び出資者全員 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・法定代理人（申請者が未成年のとき） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める使用人(P. 10 参照)全員 <p style="text-align: center;">(原本照合可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行許可証を提出する場合は不要 (P. 13 参照) ・ 発行日から起算して 3 か月以内のもの ・ 役員には監査役、相談役及び顧問を含む ・ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 東京法務局（郵送可）又は最寄りの地方法務局（本局のみ）に申請してください。（支局、出張所では発行されません。） ・ 申請書には、住民票又は外国人登録証明書に記載されている氏名（通称名ではありません）、生年月日、住所（又は本籍、国籍）を記入 ・ 詳細は最寄りの法務局、地方法務局に相談（P. 86 参照）
<p>◆委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合は申請者本人でない者が申請書を提出する場合に必要 ・ 法人の場合はその社員でない者が提出する場合必要

* 原本照合可とあるものは、コピーを提出していただいても結構です（但し、窓口で原本照合します）。

* 新規申請時に他行政庁で許可を有している場合、その許可証のコピーを 1 行政庁分添付してください。

* 製本やファイル綴じは不要です。

* 許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

■廃PCB等などの収集運搬を行おうとする場合に必要な書類

容器の種類毎の仕様書	仕様書は容器のカatalogでも可。
PCB作業従事者講習会修了書	安全管理責任者及び運行管理責任者その他のこれらに類する者は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を受講し、修了して下さい。申請時に修了証の写しを添付して下さい。
安全管理及び運行管理 (別紙PCB1)	記入例P. 75、様式P. 77
緊急時の対策 (別紙PCB2)	記入例P. 76、様式P. 78 写真は、別紙6（記入例P. 44、様式P. 63）に貼付すること。

5 更新許可申請

(P. 15～17 許可申請に必要な書類一覧表 参照)

(法第14条第2項、第14条の4第2項)

- ◇ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者は基本的に、5年間の経過によって許可の効力を失います。その後も事業を継続しようとするときは、許可の有効年月日までに更新の申請を行う必要があります。
- ◇ 手続きは、許可の有効年月日の3か月前から受付します。許可期限日の2か月前までに申請のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を発行できない場合があります。
- ◇ 有効期限が過ぎていない産業廃棄物処理業許可申請のための講習会の修了証が必要です。(詳細はP.7を参照)
- ◇ 変更届について、役員や車両等の変更があったときは、10日以内に届け出が必要です。更新許可申請時には変更届出の漏れがないかを確認し、漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。
- ◇ 上記のほか、許可の有効期間の特例制度があります。詳しくは、P12をご参照下さい。
- ◇ 府内の政令市に許可申請される場合は、事前に87ページをご確認下さい。

※なお、許可の有効年月日が閉庁日(休祝祭日)に当たる場合、次のとおりの対応となりますので、ご注意ください。

(大阪府、大阪市) 休祝祭日の翌日の受付が可能です。

(大阪府、大阪市以外) 許可の有効年月日以降の受付はできません。

6 事業範囲変更許可申請

(P. 15～17 許可申請に必要な書類一覧 参照)

(法第14条の2第1項、第14条の5第1項)

- 収集運搬業の許可を受けた者は、次のような場合に、変更許可の対象となります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 取り扱う産業廃棄物、又は特別管理産業廃棄物の種類を追加する場合
(石綿含有産業廃棄物を「除く」を「含む」に変更する場合も含む)2 積替え・保管施設を新設する場合 |
|---|

- 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が、産業廃棄物収集運搬業を併せて行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の新たに許可が必要となります。その逆の場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の新たに許可が必要となります。
- **積替え・保管施設を新設等する場合には、そのための許可が必要となります。**
まずは、施設の所在地を管轄する行政庁で**事前に相談してください。**
- **許可のある積替え・保管施設以外での廃棄物の車両等から車両等への積替えや一時的な保管、廃棄物を積んだ車両等を日付を超えて止めておく行為をすることは違法です。**
- **有効期限が過ぎていない産業廃棄物処理業許可申請のための講習会の修了証が必要です。(詳細はP.7を参照)**
- **変更届について、役員や車両等の変更があったときは、10日以内に届け出が必要です。変更許可申請時には変更届出の漏れがないかを確認し、漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。**

7 変更届等の手続き

(P. 21 変更届等に必要な書類一覧表、P. 38 記入例 参照)

(1) 変更届 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

- 次の事項に変更が生じた場合には、**変更の日から10日以内に届出をしなければなりません。**

- ① 事業の一部廃止
- ② 氏名又は名称
- ③ 政令第6条の10に規定する使用人または法定代理人
- ④ 法人にあってはその役員または100分の5以上の株主又は出資者
- ⑤ 住所並びに事務所、事業場及び駐車場の所在地 (移転・住所表示の変更)
- ⑥ その他、事業の用に供する主要な施設 (運搬車両等)

(注1) 氏名、名称、住所など許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証の書換えも併せて行います。

(注2) 車両変更の場合、届出対象となる増車又は減車する車両の届出だけでなく、継続して使用する車両も別紙2に記載し、届出して下さい。届出の際は、可能な限り登録車両の順番を変更しないようお願いします。

また、既に許可を有している場合、別紙5に写真を添付していただく車両の両側面には、産業廃棄物収集運搬車に係る表示をして下さい。

(注3) 変更届は郵送での受付も可能です。許可証の書換えを伴わない変更届をお送りいただく際には、必ず副本を返送するための返信用封筒(返送先を記載し、返信分金額の切手を貼ったもの)を同封しておいてください。

※ 許可証の書換えを伴う変更の場合は、各行政庁にお問い合わせください。

(2) 廃止届 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

- 事業の全部を廃止した場合は、**廃止の日から10日以内に届出をしなければなりません。**

(注) 廃止の届出の際、許可証を返納しなければなりません。

変更届等に必要な書類一覧 (特別管理産業廃棄物処理業も同様)

届出書類 (○印) 及び 添付書類 (★印)	名称 氏名	法定 代理人	法人の 役員	法人の 株主又は 出資者	使用人	住所 事務所等 の所在地	運搬車両 等	組織変更	事業の 廃止	
○産業廃棄物処理業変更届出書 (記入例 P.38、様式 P.56)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○〔別紙2〕運搬施設の概要 (記入例 P.40、様式 P.59) ○〔別紙5〕運搬車両の写真 (記入例 P.43、様式 P.62) ★自動車検査証の写し ★車両の賃借等に関する証明書 (様式 P.72)							○ ※1			
○〔別紙9〕誓約書 (記入例 P.47、様式 P.66)		○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5			○		
★事務所、事業場、駐車場付近の見取図						○	駐車場の 場所が変 わる場合 必要			
★産業廃棄物収集運搬業の許可証	○		代表者が 変わる 場合必要			○ ※4		○	○	
《届出者が法人の場合》	★定款又は寄附行為	○						○		
	★法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (届け出る変更内容がすべて確認 できるもの)	○		○				○		
	★変更する者 全員の住民票等 (本籍地が記載されているもの) ★変更する者 全員の登記されていない ことの証明書			○ ※2	○ ※2 ※3	○ ※2				
	★株主等の変更に係る新旧対照表 (様式 P.71)			堺市は必要	○					
《届出者が個人の場合》 ★住民票等 (変更内容をすべて確認できるもの)	○					○ ※2				
《法定代理人又は政令で定める使用人に 変更のある場合》 ★変更する者 全員の住民票等 (本籍地が記載 されているもの) ★変更する者 全員の登記されていないこと の証明書		○ ※2			○ ※2					

注：・法人の株主又は出資者とは、100分の5以上有している者とする。
 ・上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本(正本のコピー可)1部提出してください。
 ・住民票等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示の上であればコピーでも結構です。

- ※1 他の事業者が既に登録した車両は使用できません。
 - ※2 住民票は本籍の記載があるもの、外国人の方にあつては外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書を提出してください。
 また、登記されていないことの証明書は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明事項とするものです。住民票又は外国人登録証明書に記載されている氏名(通称名ではありません)、生年月日、住所(又は本籍、国籍)で証明を取ってください。
 - ※3 株主が法人の場合、その登記簿謄本(登記事項証明書)を添付してください。
 - ※4 許可書に記載されている内容に変更がない事務所等の所在地が変更になった場合は、許可証の添付は不要です。
 - ※5 代表者が変更した場合と新たな役員等が就任した場合は必要です。役員等の退任のみの場合は不要です。
- *届出内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

8 許可証の取扱いの留意事項

(1) 許可証の取扱い

- ア 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。
- イ 他人に譲渡したり、又は貸与することはできません。
- ウ 廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納してください。
- エ 許可証の写しを、運搬車両等に備え付けておいてください。

(2) 取り扱うことができる産業廃棄物

- 取り扱うことのできる産業廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

9 許可取得後の義務

(1) 処理基準の遵守

ア 産業廃棄物処理基準（法第14条第12項）

産業廃棄物処理業者は、次に掲げる産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

1. 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
2. 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
3. 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
4. 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれがないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
5. 運搬車（船舶を含む。以下、同じ。）を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、次に示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること。

(1) 産業廃棄物運搬車に必要な表示内容

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号(下6けた)

※表示例を次ページに記載していますので、参考にしてください。

(2) 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておくことが必要です。

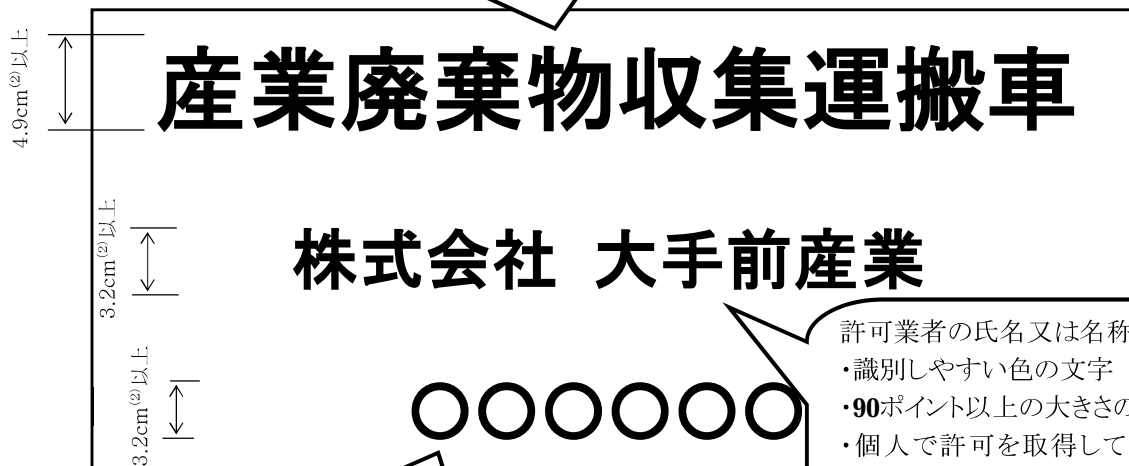
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)(なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器)

産業廃棄物収集運搬車の表示例

・車両の両側面に表示が必要です。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾



統一許可番号(下6けた)

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント以上の大きさの数字⁽¹⁾

許可業者の氏名又は名称

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾
- ・個人で許可を取得している場合は、個人の氏名を記載しなければなりません。

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ

1ポイント=0.3514mm

(2) JIS Z 8305で規定されている大きさを1mm単位で四捨五入した数値です。

イ 特別管理産業廃棄物処理基準（法第14条の4第12項）

特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる特別管理産業廃棄物処理基準に従って特別管理産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

1. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
2. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
3. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
 - (3) 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないもの。
 - (4) 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。
 - (5) 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に該当事項が表示されている場合はこの限りではない。
4. 運搬車（船舶を含む。以下、同じ。）を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、前ページ（P. 24）に示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること（車体の表示に「特別管理」の文字は必要ありません。）。
5. 感染性産業廃棄物、PCB廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次によること。
 - (1) 必ず運搬容器に収納して、運搬すること。
 - (2) 感染性産業廃棄物、PCB廃棄物を収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく損傷しにくい構造を有するものであること。
 - (3) PCBの運搬車には「PCB」と表示すること。

(2) 再委託の禁止

再委託は以下の基準に従って行われたい限り、重大な違法行為となります。

ア 産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第14条第16項）

- a あらかじめ事業者に対し、再委託業者及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。
- b 再委託しようとする相手が、他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。
- c 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれていることが必要です。
- d 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書及び運搬業者若しくは処分業者の氏名等を記載した文書を交付しなければなりません。（収集運搬業者が、処分業者と同一の場合を除く。）

イ 特別管理産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第14条の4第16項）

- a あらかじめ事業者に対し、再委託業者及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。
- b 再委託しようとする相手が、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。
- c あらかじめ、事業者から文書で通知された委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を再受託者に文書で通知すること。
- d 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれていることが必要です。
- e 再受託者に特別管理産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書を交付しなければなりません。

(3) 帳簿の記載及び保存

(法第14条第17項及び第14条の4第18項)

処理業者は帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに次の記載事項に従って処理の状況を記載しなければなりません。また、帳簿は、次にあげる遵守事項に従って管理しなければなりません。

〈産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿の記載事項〉

収集又は運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
--------	--

〈遵守事項〉

<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場ごとに備えること。 2. 前表「収集又は運搬」の項2については、管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載すること。 3. 前表「運搬の委託」の項3については産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。 4. 前2. 3. 以外については、前月中における当該事項について、毎月末までに記載すること。 5. 1年ごとに閉鎖すること。 6. 閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
--

〈収集運搬業（積替え・保管を含まない）の帳簿例〉

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
----------	----------

収集 運搬 年月日	委託者						処分先		
	名称	管理票交付者氏名	交付年月日	交付番号	廃棄物が出た場所	量	名称	運搬先の住所	量
平成20年4月11日	環建設(株)				高槻市高槻台1	1t	鏡産業(株)	摂津市太閤町	1t
平成20年4月21日	適正工務店				八尾市御町2丁目	0.5t	完全処理公社	高槻市祭町	0.5t

(4) 委託基準

事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次の基準に従って、運搬については収集運搬業者に、処分等については処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。

ア 産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条第3項）

- a 他人の産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければなりません。
- b 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面(収集運搬業の許可証の写し)が添付されていることが必要です。また、その契約書は、契約の終了の日から5年間保存する必要があります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量2. 運搬を委託するときは、その運搬の最終目的地の所在地3. 処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、処分方法及び処分に係る施設の処理能力4. 処分(最終処分を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力5. 委託契約の有効期間6. 委託者が受託者に支払う料金7. 受託者が許可業者の場合は、その事業の範囲8. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限9. 当該積替え又は保管を行う場所において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項10. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報<ol style="list-style-type: none">イ. 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項ロ. 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項ハ. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項ニ. その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項11. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項12. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項 |
|---|

- c 事業者は、再委託を承諾したときは、環境省令で定められた事項が記載された書面の写しを、承諾した日から5年間保存すること。

イ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条の2第3項）

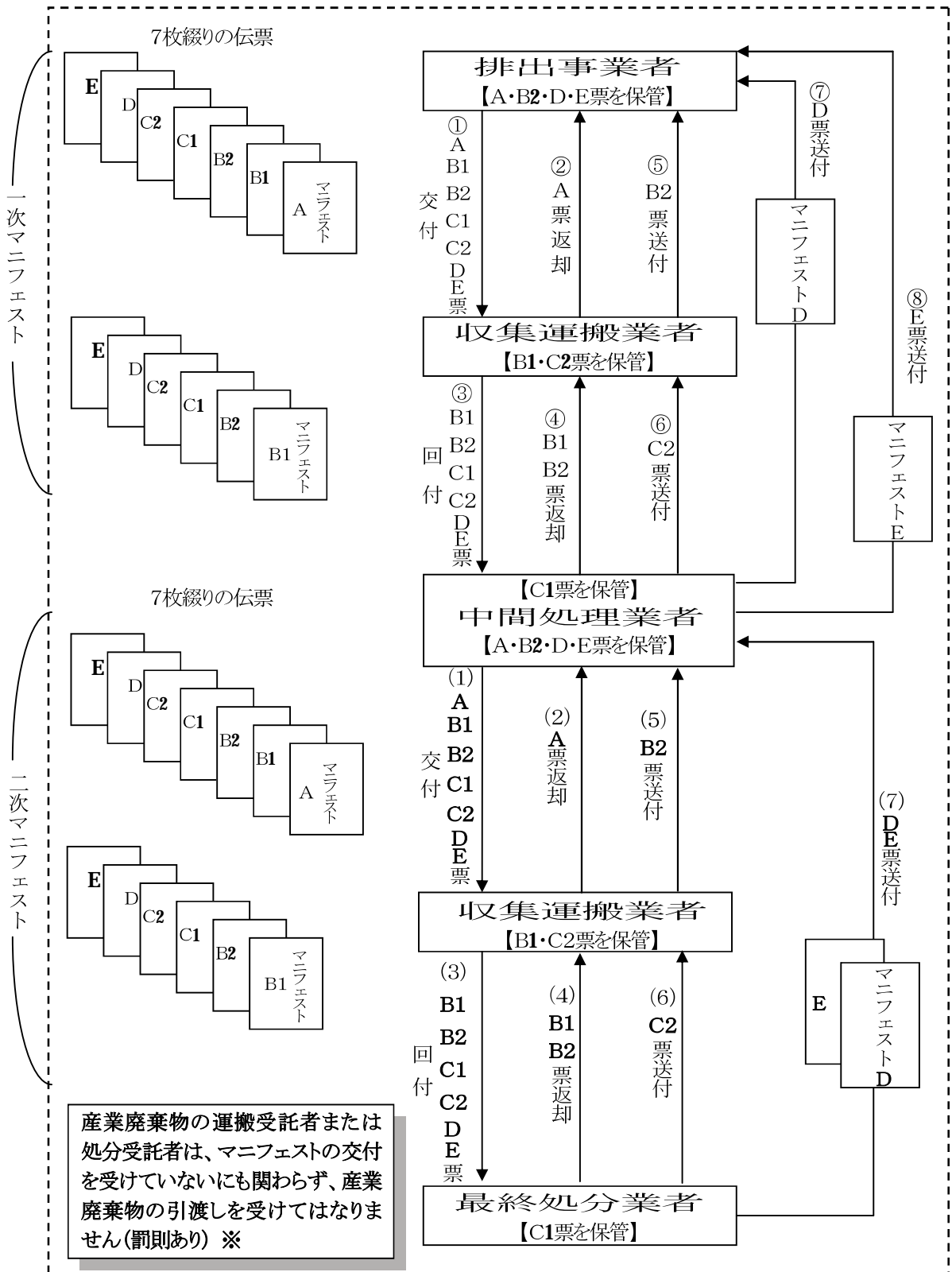
あらかじめ、委託しようとする者に対して、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知しなければなりません。

その他、上記アに記載した産業廃棄物の処理を委託する場合の委託基準を遵守してください(但中9番目の基準を除く。また文面中の「産業廃棄物」は「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。)

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 制度について

（法第12条の3）

- a 管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的としています。産業廃棄物を委託する場合には紙マニフェスト又は電子マニフェストのどちらかを選択し、使用しなければなりません。



産業廃棄物の運搬受託者または処分受託者は、マニフェストの交付を受けていないにも関わらず、産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません(罰則あり) ※

※電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、この限りでない。また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については、この禁止の対象外。

- ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれ返却されたマニフェストを5年間保存しなければなりません。

b 管理票記載事項

<p>(排出事業者が記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類及び数量 ・受託者(運搬又は処分)の氏名、名称、住所 ・交付年月日、交付番号 ・委託者(排出事業者)の氏名、名称、住所 ・排出事業場の名称、所在地 ・交付担当者の氏名 ・運搬先の事業場の名称、所在地 ・産業廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業にあっては、交付又は回付された管理票を公布した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号 	<p>(運搬受託者が記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 <p>(処分受託者が記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日
--	---

c 管理票の保存等

<p>(排出事業者)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受託者に引き渡す際に、種類及び運搬先ごとに交付しなければなりません。 ② 管理票交付の日から90日(当該管理票が、特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日)以内に運搬受託者及び処分受託者から管理票B2票・D票及び管理票交付の日から180日以内に処分業受託者から管理票E票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、報告書を都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)へ報告しなければなりません。 ③ 管理票A票・B2票・D票・E票を5年間保存しなければなりません。
<p>(運搬受託者)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理票B1票・C2票を、5年間保存しなければなりません。

- ・上記のほか、産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、または困難となる事由が生じたときは、当該処理を委託した者に通知するとともに、当該通知の写しを5年間保存しなければなりません(次ページ参照)。

※産業廃棄物管理票(マニフェスト)の問い合わせ、購入先

社団法人 大阪府産業廃棄物協会 (<http://www.o-sanpai.or.jp/>)
 TEL 06-6943-4016
 他 全国都道府県産業廃棄物協会

<p>電子マニフェストについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電子マニフェストとは、紙製のマニフェストに代えて、記載事項等を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内でやり取りするもので、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化につながることや産業廃棄物処理情報の透明性が確保されるなど、その普及が強く求められています。 ■ 電子マニフェストに関する詳細については、廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した情報処理センター(財)日本産業廃棄物処理振興センター【情報処理センター TEL 03-5811-8296(直通)】にお問合せください。
--

(6) 「積替え又は保管を含む」の許可を有している場合の届出について

- ◇ 大阪府内で大阪府知事以外の「積替え又は保管を含む」の許可(以下、「当該許可」という。)を有している業者であって、大阪府知事の収集運搬業(積替え又は保管を含む・含まないを問わず)の許可を有している場合には、大阪府知事に対して、当該許可を有している旨を届出する必要があります。
- ◇ 上記届出の際には当該許可の許可証の写しを届出に添付して下さい。
- ◇ この届出を受けた後、大阪府から当該許可のある旨を記載した許可証を交付します。

(7) 欠格要件該当届

- ◇ 特定欠格要件(客観的に明らかな欠格要件)に該当した場合、2週間以内に行政庁に届け出ることが義務付けられています。違反した場合は、罰則も定められています。
- ◇ 届出については、各行政庁にお問い合わせください。
- ◇ 特定欠格要件:法第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又第14条第5項第2号ハからホまで(第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロ(暴力団員等)に係るものを除く。)の欠格要件・・・P.9を参照してください。

(8) 廃棄物処理業者等による委託者への通知義務について

- ◇ 産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として次に掲げるものが生じたときは、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者(=排出事業者など)全てに対し通知しなければなりません。
 - 産業廃棄物処理業者等の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。
 - 産業廃棄物処理業者等が欠格要件(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者を除く。)に該当するに至ったこと。
 - 法第14条の3に基づく事業停止命令を受けたこと。

その他、法施行規則10条の6の2等を参照。

- ◇ 通知は、上記に掲げる事由が生じた日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを当該委託者に送付することにより行って下さい。また、当該通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを書面又は電子ファイルにより保存しなければなりません。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

殿

申請者(〒 540-0012)

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

- ・申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている本店住所・名称を記載して下さい。
- ・申請者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください(外国人の方は、外国人登録証明書に記載されている氏名も記載してください)。

株式会社 大手前産業

氏 名 代表取締役 大手 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

事業の区分:積替え・保管を含まない

1. 廃プラスチック類
2. ゴムくず
3. 金属くず
4. ガラスくず
5. がれき類

- ・収集運搬の取得したい品目名をすべて記載してください。
- ・実際に収集運搬の委託を受ける話がなくとも、計画として収集運搬する可能性のある品目も申請可能です。

- ・取得したい収集運搬の内容における石綿含有産業廃棄物の有無について○をしてください。
- ・「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。

『石綿含有産業廃棄物を 含む・除く』 以上 5 種類

事務所及び事業場の所在地

事務所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

電話番号 06-6941-0351

実際に事業を行っている場所・連絡先を記載してください。

事業場 吹田市古江台4丁目5番6号

電話番号 06-6834-0000

事業の用に供する施設の種類及び数量

(別紙2)のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

※ 事 務 処 理 欄

(第2面)

変更許可申請の場合は、
第2面の様式が異なりますので
注意してください。

既に処理業の許可 (他の都道府県のもの を含む。)を有している場 合はその許可番号(申請 中の場合には、申請年 月日)	都道府県・市区名	
	兵庫県	02800〇〇〇〇〇〇
	神戸市	申請中(〇〇年〇〇月〇〇日申請)

申請中である場合は、
その旨と申請年月日を
記入してください。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

・必ず本名とふりがなを記載してください。外国人の方は、外国人登録
証明書に記載されている氏名も記載してください。
・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
かぶしきがいしゃ おおてまえさんぎよう 株式会社 大手前産業	大阪市中央区大手前2丁目1番7号

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
おおて いちろう 大手 一郎	S20. 10. 15		北海道札幌市北区新川1丁目△番〇号 代表取締役 大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
おおて はなこ 大手 花子			北海道札幌市北区新川1丁目△番〇号 取締役 大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
おおて たろう 大手 太郎	S45. 9. 10		北海道札幌市北区新川1丁目△番〇号 取締役 大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
なんば りゅういち 難波 隆一	S23. 2. 12		埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号 顧問 大阪市住吉区长居1丁目△番〇号
〇〇 〇〇 (◇◇ ◇◇)	S25. 4. 17		〇〇 外国人の方は、外国人登録 証明書に記載されている氏名 とふりがなも記載してくだ さい。 外国人の方は国籍を 記載してください。 大阪市住吉区长居1丁目◇番◇号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	2000株	出資の額	1億円
<p>・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、外国人登録証に記載されている氏名も記載してください。</p>			
(ふりがな) 氏名又は名称	出資の金額	割合	住所
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	1000株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		50%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	300株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		15%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	200株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		10%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一			埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号
			大阪市住吉区长居1丁目△番○号
かぶしがいしゃ 株式会社 代表取締役	たにまちさんざ 谷町産業 難波 花他1名	20%	大阪市中央区谷町2丁目×番□号
<p>株主が法人である場合は、代表取締役の氏名も記載してください。代表取締役が複数いる場合は、「他○名」とその人数も記載してください。</p>			
令第6条の10 (ふりがな) 氏名			<p>・支店長又は廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者すべてを必ず本名にふりがなを付けて記載してください。 ・外国人の方は、外国人登録証に記載されている氏名も記載してください。 ・役員、株主と同じ人であっても記載してください。 ※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。</p>
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10		北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		谷町支店長	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおさか とおる 大阪 徹	S30.8.6		沖縄県那覇市久米1丁目○番□号
		大阪工場長	大阪市東成区今里3丁目□番△号

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

証紙が必要な申請先であっても、
この場所には貼付しないでください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

平成〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

殿

(郵便番号を記載すること)
申請者(〒 540-0012)

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
株式会社 大手前産業

氏 名 代表取締役 大手 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

産業廃棄物収集運搬業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可書類及び図面を添えて申請します。
許可証にある許可年月日、許可番号を記入してください。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年△△月××日 第□□□□□□□□□□号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業(積替え・保管を含まない)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)	<p>1. 廃プラスチック類</p> <p>2. ゴムくず</p> <p>3. 金属くず</p> <p>4. ガラスくず</p> <p>5. がれき類</p> <p>現在の許可内容をすべて記入してください。</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 以上 5 種類</p>
変更の内容	<p>変更する内容を記入してください。</p> <p>木くずの追加(積替え・保管を含まない)</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 以上 1 種類</p>
変更理由	<p>事業の拡大</p>
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>取得したい収集運搬の内容における石綿含有産業廃棄物の有無について○をしてください。</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得した収集運搬の内容における石綿含有産業廃棄物の有無について○をしてください。 「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	余 白
※事務処理欄	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	2000株	出資の額	1億円
(ふりが 氏名又は	・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、外国人登録証に記載されている氏名も記載してください。		
	割合	住所	
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	1000株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		50%	大阪府中央区谷町3丁目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	300株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
		15%	大阪府中央区谷町3丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎		200株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
			大阪府中央区谷町3丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一			埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号
			大阪府住吉区长居1丁目△番○号
かぶしきがいしゃ たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花他1名		400株	
		20%	大阪府中央区谷町2丁目×番□号
令第6条	・支店長又は廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者すべてを必ず本名にふりがなを付けて記載してください。 ・外国人の方は、外国人登録証に記載されている氏名も記載してください。 ・役員、株主と同じ人であっても記載してください。 ※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。		
(氏			
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10		北海道札幌市北区新川1丁目△番○号
	谷町支店長		大阪府中央区谷町3丁目○番×号
おおさか とおる 大阪 徹	S30.8.6		沖縄県那覇市久米1丁目○番□号
	大阪工場長		大阪府東成区今里3丁目□番△号
備考	1 ※欄は記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。		
※手数料欄	証紙が必要な申請先であっても、 この場所には貼付しないでください。		

手続きの内容として、あてはまらないものは削除してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市

申請書を提出する各所轄官庁の長を記載してください。 殿

平成〇〇年△△月××日

届出者(〒 540-0012)

住所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏名 株式会社 大手前環境
代表取締役 大手 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

- ・本社所在地、名称、代表者氏名、運搬車両に変更があつた際に新旧を記載してください。
- ・変更事項が多数あり欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に変更の内容を記載してください。

平成〇〇年△△月△△日 付け第 2700123456 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について した 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第5項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	住所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号 名称 株式会社 大手前環境 代表者氏名 大手 一郎 車両 別紙2の通り	住所 大阪市中央区谷町2丁目2番20号 名称 株式会社 谷町環境 代表者氏名 谷町 太郎 車両 別紙2の通り

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな)	生年月日	本籍
氏名	役職名・呼称	住所
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇号
	監査役	大阪市中央区谷町3丁目〇番×号

- ・新しく役員に就任した人の氏名(ふりがな)を記載してください。
- ・役員の新旧対照表は別紙(p.71)に記入し添付してください。

廃止又は変更の理由 住所：本社事務所移転のため 名称：社名変更のため 代表者氏名：代表者変更のため
車両：運搬車両の更新のため 役員：役員の新任のため

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画（変更許可申請時
（例）

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「1 事業の全体計画」の欄に「変更なし」とのみ記入。

- 府内の食品製造工場が発生する動植物性残渣を排出者指定の処分業者に運搬する。
- 府内の建設等工事現場が発生する建設系廃棄物を排出者指定の処分業者に運搬する。
- 適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。
- 石綿含有産業廃棄物は、排出事業者との委託契約により適正に収集運搬する。

2 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

申請書第1面で、石綿含有産業廃棄物を「含む」に○をした場合、必ず記載して下さい。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状 (具体的な廃棄物の名称)	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	動植物性残渣	1 t / 月	固形	府内		排出者指定の産業廃棄物処分業者
2	廃プラスチック類	10 t / 月	建設等工事で発生する建設系廃棄物	府内		排出者指定の産業廃棄物処分業者
3	紙くず	3 t / 月		同上		
4	木くず	20 t / 月		同上		
5	繊維くず	2 t / 月		同上		
6	ゴムくず	1 t / 月		同上		
7	金属くず	8 t / 月		同上		
8	ガラスくず	5 t / 月		同上		
9	がれき類	20 t / 月		同上		

運搬する廃棄物が、「動物系固形不要物」「動物の糞尿」「動物の死体」「処理するために処分したもの」「特別管理産業廃棄物」の場合は、具体的な処分業者の名称、所在地を記入して下さい。

直送の場合はこの欄には、記入不要。

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

※事業計画（別紙 1）のほか、申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や補正書類の提出を求めるほか、必要に応じて現地確認を行う等の対応を行うことがある点、予めご了承下さい。審査の時点で、記入例によらずさらに具体的な名称、その他の資料の提出、現地の確認など求めることがあります。

※政令市に申請する際は、上記記入例によらず、具体的な排出者、処分業者の名称、所在地（番地まで）を明記して下さい。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	自動車登録番号	形式・寸法	車両の名称	最大積載量 (kg)	備考
1	大阪 12 あ 3456	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ 廃
2	大阪 34 い 5678	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ 継 ・廃
3	大阪 36 う 7867	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ 廃
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		大阪府〇〇市〇〇町・・・・		地図の添付を忘れないようにしてください。	
駐車場の所在地		大阪府〇〇市〇〇町・・・・		地図の添付を忘れないようにしてください。	
(2) その他の					
運搬容器等の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬する廃棄物の性状に適した容器を用意し、記入してください。 ・ 容器は原則として、写真の添付が必要です。 			
鉄製コンテナ		「がれき類」、「金属くず」の運搬		6 m ³	
オープンドラム缶		「動植物性残渣」の運搬		200ℓ	
(3) 積替え又は保管施設の概要					
直送の場合は記入不要です。					

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「変更なし」とのみ記入。

○ 車両毎の用途

（例）

「動植物性残渣」・・・キャブオーバーで運搬

「建設系廃棄物」・・・ダンプで運搬

「がれき類」「金属くず」・・・コンテナ車で運搬

・車検証の備考欄に「土砂等以外のもとのする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」を運搬することはできません。
 ・塵芥車（パッカー車）で「がれき類」、「石綿含有産業廃棄物」を運搬することもできません。
 ・その他、P6を参照して下さい。

○ 飛散流出防止措置

シート掛け、その他容器転倒防止等を図る。

石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

○ 収集運搬業務を行う時間

（例）営業日：月～土曜日（8：00～16：00）

休業日：日曜日及び祝祭日

従業員数内訳

平成○年□月△日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人

・「役員」の欄には、申請書第2面に記載した役員の人数を記載して下さい（監査役も役員です）。
 ・「使用人」の欄には、申請書第3面に記載した使用人の人数を記載して下さい。
 ・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、（ ）書きで、その人数を記載して下さい。

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(例)

- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類は、シート掛けを行い飛散防止する。
- 動植物性残渣は、オープンドラム缶に収納し固定して運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

申請書第1面で、石綿含有産業廃棄物を「含む」に○をした場合、必ず記載してください。

特別管理産業廃棄物を運搬する場合は、その安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても、必ず記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

直送の場合は、記入不要
**平成24年4月1日から、「別紙4」
は添付不要です。**

(3) その他

※但し、直送に限る。

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、
「(1) 運搬に際し講ずる措置」の欄に「変更なし」とのみ記入。

運搬車両の写真

自動車登録番号	大阪 1 2 あ 3 4 5 6	車両の名称	キャブオーバー
前 面 写 真	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）の全体像を撮影すること。 ・ナンバープレートを確認できるようにすること。 		
側 面 写 真	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）の全体像を撮影すること。 ・名称等の車体の表示を確認できるようにすること (既に許可を有している場合には、P 2 4 の所定の事項が表示されていること) 		
		撮影	○ 年 ○ 月 ○ 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄製コンテナ	用途	がれき類、金属くず
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 ○ 年 ○ 月 ○ 日

運搬容器等の名称	オーブンドラム缶	用途	動植物製残渣
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 ○ 年 ○ 月 ○ 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	10,000	
土地	10,000 (車両2台 (ダンプ: 10t、4t))	
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	5,000
	(借入先名)	〇〇銀行 〇〇支店 2,500
		〇〇銀行 〇〇支店 2,500
	その他	
	増 資	
法	<p>申請時点において、すでに産業廃棄物の収集運搬を行うための資金、施設等を有している場合のみ、「無」に○をして下さい。 <u>「無」に○をした場合上記の項目は記入不要です。</u></p>	
	事業開始又は継続に要する新たな資金の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
備 考	新たな資金を必要としない場合の理由	(例) 既に他業を営んでおり、申請する業を行うための資金等を有しているため。

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2件	5,000
有価証券			
未収入金	〇〇産業(株) 外	2件	200
売掛金	〇〇建設(株) 外	4件	100
受取手形	〇〇建設(株) 〇〇銀行	3件	200
土 地	宅 地	3,000㎡	30,000
建 物	事務所、車庫	1,000㎡	10,000
備 品			
車 両	ダンプ	2台	10,000
そ の 他			
資 産 計			55,500
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店 外	2件	5,000
短期借入金	〇〇金庫〇〇支店	1件	1,000
未払金	〇〇産業(株) 外	3件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			9,000

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）施行令で定める使用人を含む。）は、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請書を提出する各所轄官庁の長
を記載してください。 様

平成 ○○年 △△月 ××日

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
申請者 株式会社 大手前産業
氏 名 代表取締役 大 手 一 郎 ⑩

様式集

【様式集については、片面コピーで使用してください。】

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成 年 月 日

殿

申請者(〒 ー)

住 所.....

氏 名.....
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	事業の区分:積替え・保管を含まない <p style="text-align: center;">『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 以上 種類</p>
事務所及び事業場の所在地	事務所 <p style="text-align: right;">電話番号</p>
	事業場 <p style="text-align: right;">電話番号</p>
事業の用に供する施設の種類及び数量	(別紙2)のとおりに
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	余 白
※ 事 務 処 理 欄	(Blank space for administrative use)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号 (申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住 所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍
		住 所
法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

殿

申請者(〒 -)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特別管理産業廃棄物収
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
 特別管理産業廃棄物
 集運搬業
 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。
~~処分業~~

許可の年月日及び許可番号	平成 年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業(積替え・保管を含まない)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	以上 種類
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	(別紙2のとおり)
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	余 白
※ 事 務 処 理 欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	円
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

平成 年 月 日

殿

届出者(〒 -)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準 変更 用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

平成 年 月 日

殿

届出者(〒 -)

住 所.....

氏 名.....
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号.....

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において 変更 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状 (具体的な 廃棄物の名称)	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行 う場合には積替え又 は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	自動車登録番号	形式・寸法	車両の名称	最大積載量 (kg)	備 考
1					新・継・廃
2					新・継・廃
3					新・継・廃
4					新・継・廃
5					新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
(3) 積替え又は保管施設の概要					

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で定め る第4条の7に規定する 使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

**平成24年4月1日から、「別紙4」
は添付不要です。**

※但し、直送に限る。

(3) その他

運搬車両の写真

自動車登録番号			車両の名称			
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 					
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること。（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること。）。 					
			撮影	年	月	日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
<p data-bbox="512 622 1091 696">注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>	
撮影 年 月 日	

運搬容器等の名称	用途
<p data-bbox="512 1518 1059 1592">注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>	
撮影 年 月 日	

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備 考	事業開始又は継続に要する新たな資金の有無	有 ・ 無
	新たな資金を必要としない場合の理由	

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）施行令で定める使用人を含む。）は、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

様

平成 年 月 日

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

補 足 様 式 例

内容：申請書に添付する様式を補足するための様式（例）です。

取扱い上の注意

この様式は、申請書の提出に際して、追加資料として添付が必要と指示された場合や書類を簡素化する場合にご活用ください。

補足様式例

1. 同時申請（届出）申立書

申請（届出）書を提出する際、同時に別の申請（届出）書を提出する場合は、各証明書等を省略することができます。

2. 納税証明書等が添付できない理由書

本来提出すべき個別注記表等を何らかの理由により提出できない場合に提出していただく書類の雛形です。

3. 経理的的基礎に関する申立書

債務超過や利益が計上できていない等の場合は、その理由、改善対策、今後の見込みについて、書面で提出していただく必要があります。

4. 株主等の変更に係る新旧対照表

株主等に変更があった場合に使用してください（大阪市、堺市に提出する場合は役員等に変更のあった場合にも使用してください）。

5. 車両の賃借に関する証明書

収集運搬車両を賃貸する場合には必要です。

6. 委任状

申請や届出を行政書士等に委任する場合には添付することが必要です。

7. 廃PCB等関係様式

廃PCB等に係る許可申請をする場合に必要な様式です。

同時申請（届出）に関する申立書

平成 年 月 日

様

住 所

申請（届出）者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

本申請（届出）書における下記2の添付書類については、平成 年 月 日付けで同時に提出しました下記1の許可申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので添付を省略するとともに、同時に審査をお願いいたします。

記

1. 同時申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

- 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業

- 新規許可申請書 更新許可申請書 事業範囲変更許可申請書 変更届出書

2. 添付を省略する書類

- 定款又は寄附行為
 - 法人登記簿謄本
 - 住民票又は外国人登録済証明書
 - 登記事項証明書
 - [別紙2] 運搬施設の概要
 - [別紙3] 収集運搬業務の具体的な計画
 - [別紙4] 環境保全措置の概要
 - [別紙5] 運搬車両の写真
 - [別紙6] 運搬容器等の写真
 - 自動車検証の写し
 - 車両の賃借等に関する証明書
 - 事務所、事業所及び駐車場付近の見取図
 - 講習会の修了証の写し
 - [別紙7] 事業開始に要する資金及び調達方法
 - 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表
 - 納税証明書
 - [別紙8] 資産に関する調書（個人用）
 - 確定申告書の写し
 - その他
-
-
-

納税証明書等が添付できない理由書

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条(の4)第1項の規定等により、産業廃棄物収集運搬業許可の申請に当たって、直前3年分の各事業年度における

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)

確定申告書の写し

を添付しなければなりません、

.....ため、

平成 年 月分から 年 カ月分のこれらの書類を添付できません。

経理的基礎に関する申立書

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名 ⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可等の申請を行うにあたり、経理的基礎に関する資料を提出しておりますが、これらが示すとおり当社は現在、債務超過となっております。

しかし、これは.....(原因等 (近年の不況など)).....
によるもので、.....(改善内容等 (経営努力を図ることによつてなど)).....対応してまいります。

これらの対応によって、今後、債務超過は解消される見通しであります。

車両の貸借に関する証明書

平成 年 月 日

様

下記のとおり貸主と借主は、借主の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の用に供することを目的として、車両の貸借契約を締結していることを証明いたします。

万一、下記に適合しなくなった場合には、借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を行うことを誓約いたします。

1. 貸借理由

2. 貸借期間

3. 貸借条件

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- ①借主又は借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主又は貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
- ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
- ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。

4. 自動車登録番号

5. 運転者

氏名 _____ 借主との関係 _____

(貸主) 住 所 _____

氏 名 (名称) _____ (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

(借主) 住 所 _____

氏 名 (名称) _____ (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ 留意事項

貸主、借主双方の印を押印してください。

貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

平成 年 月 日

委任状

様

申請（届出）者

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は.....を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所

氏 名

連絡先

記

- 1 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請の件について
- 2 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証の受領の件について
- 3 申請書の訂正に関する事
- 4 申請書副本の受領に関する事

経理的基礎に関する追加資料

設立後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書の添付できない申請者、又は債務超過である申請者については、以下に示す追加資料の提出が必要です。

1. 開業後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書の添付できない申請者

税務署に提出した設立届又は開業届の写し (個人の場合で、開業後1年以上3年未満の方は、納税証明書及び確定申告の写しも必要です。)

2. 債務超過である申請者

- 経理的基礎がないと判断される場合がありますので、下記の追加資料を求めて許可、不許可を判断します。
申請者が個人である場合には、「資産に関する調書（別紙8）」において、資産<負債 のときに、債務超過となります。

経理的基礎に関する申立書（P. 70）	
大阪府税（すべての税目）に未納がない旨の証明書	《大阪府のみ》
消費税等に滞納がない旨の証明書（税務署発行の納税証明書） 法人の場合：その3の3、個人の場合：その3の2	《大阪府のみ》

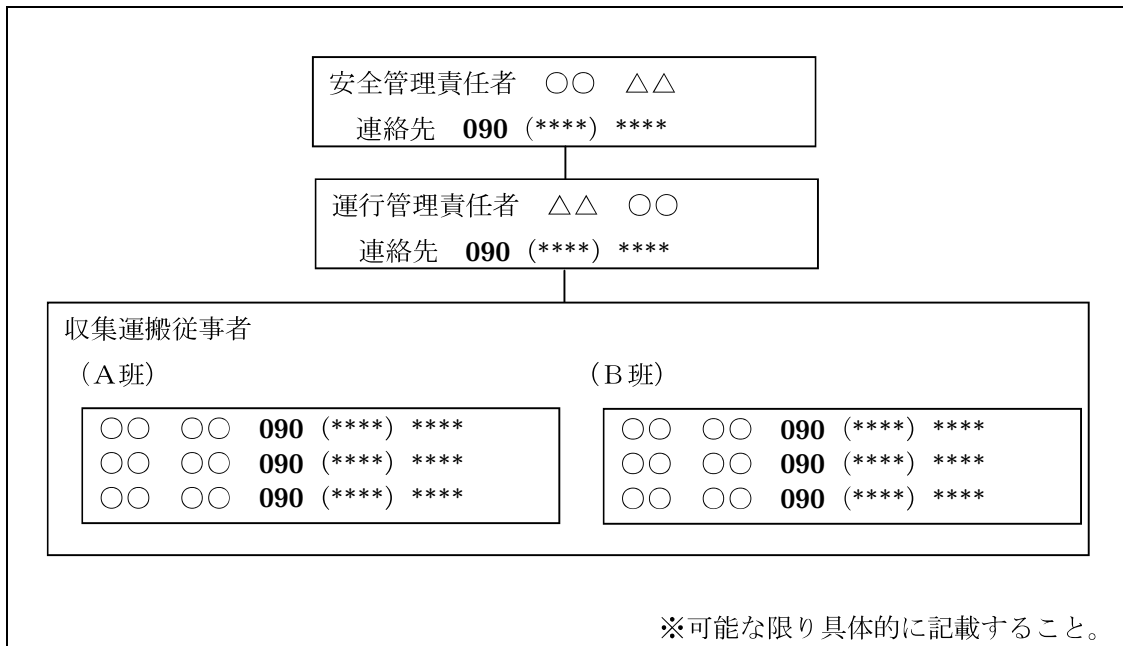
1. 安全管理及び運行管理

(1) 責任者

	氏名	役職	講習会※修了日
安全管理責任者	〇〇 △△	事業本部長	〇年×月□日
運行管理責任者	△△ 〇〇	運送業務課長	〇年×月□日

※講習会：原則として、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」をいう。

(2) 安全管理体制表



(3) 運行管理システム

①使用機器	日本環境安全事業株式会社が指定するGPSを用いた連絡通信システムを使用する。
②収集運搬の状況管理、位置確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両運行状況発信装置および運行状況管理設備を設置する。 2 次の発信装置を設置する。 衛生通信設備、全球測位システム、加速度センサー
③緊急時の連絡方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 PCB廃棄物の流出時には、・・・する。 2 天候不良、交通状況悪化時には、・・・する。 3 運搬車両の不審な動きを把握したときには、・・・する。

(4) 教育実施計画

実施頻度	3ヶ月に1回程度開催
実施概要	日本産業廃棄物処理振興センターの講習会テキストにて講義
実施者（講師等）	安全管理責任者 〇〇 △△

対象者	収集運搬従事者、契約担当者
-----	---------------

【記入例】

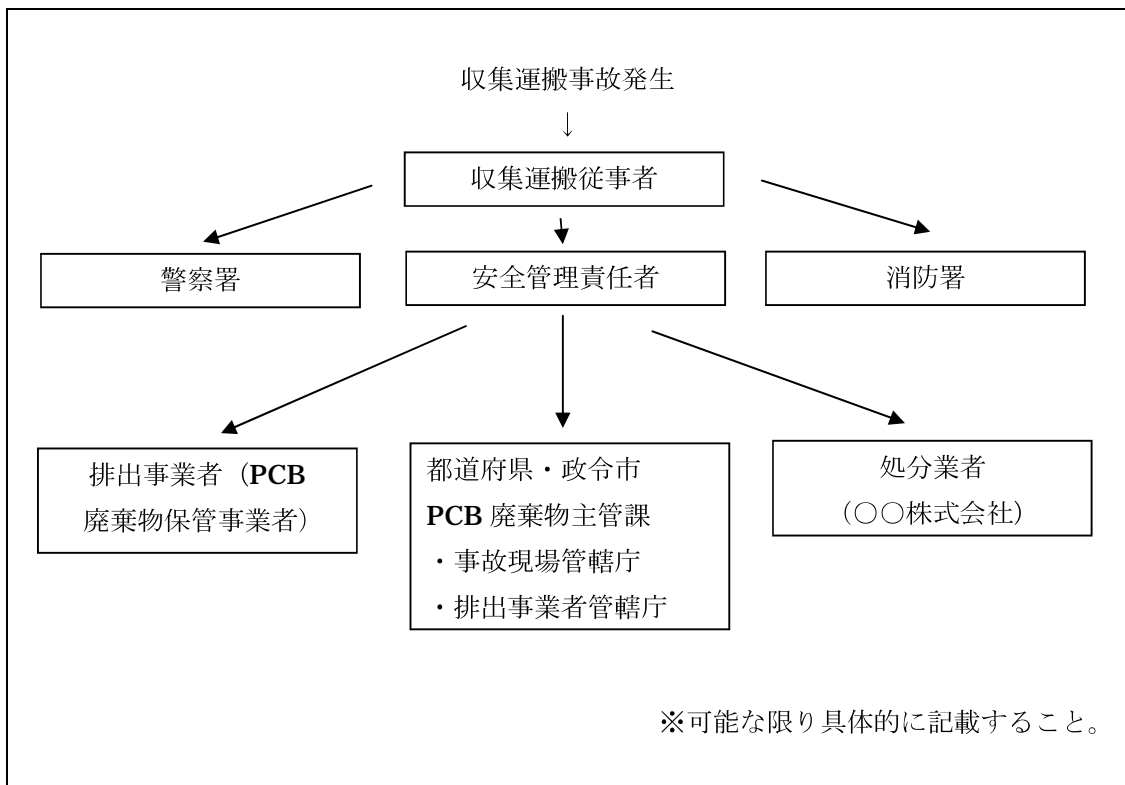
(別紙PCB2)

2. 緊急時の対策

(1) 応急措置設備・器具リスト

種類	防災備品	個数
保護衣等	科学防護服、手袋、長靴	各2
呼吸用保護具	直結ろ過式マスク、自給式吸気式マスク	各2
保護眼鏡	硬質プラスチック製	各2
飛散流出防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	各1
回収用具	シャベル、オープンドラム	各1
消化設備	粉末消火器	1
連絡設備・器具	G P S 設備	1
緊急時対応マニュアル	緊急時対応マニュアル、緊急連絡網	各1

(2) 緊急連絡体制表



2. 緊急時の対策

(1) 応急措置設備・器具リスト

種類	防災備品	個数

(2) 緊急連絡体制表

--

■優良産廃処理業者認定制度について

1 優良認定等の申請

(1) 申請手続等

本制度に基づき、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する旨の都道府県知事の認定（以下「優良認定」という。）を受けようとする者は、産業廃棄物処理業等の許可の更新時に、当該許可の更新の申請とあわせて、優良認定の申請を行うことができます。

一方、平成 23 年 4 月 1 日時点で現に産業廃棄物処理業等の許可を受けている者は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、任意の時点で、優良基準に適合する旨の都道府県知事の確認（以下「優良確認」という。）の申請をすることができます。【様式は、P. 79】

(2) 申請書類

優良認定又は優良確認（以下「優良認定等」という。）の申請をする際は、申請書類として、以下の書類を提出して下さい。

① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前 5 年間）において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面。特定不利益処分については、2（1）を参照。

② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

所定の情報をインターネット上で公表し、それを所定の更新頻度で更新していることを証する書類。具体的には、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書や、申請者自らが開設したホームページ上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものなど。

③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

具体的には、ISO14001 等の認証書の写しなど。

④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

具体的には、法第 13 条の 2 第 1 項の規定により指定された情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写しなど。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類。

- ・ 税については、国税（税務署）、大阪府税及び産業廃棄物処理業に係る事業所等の存する市町村の市町村税の納税証明書又はその写し

- ・ 社会保険料については、年金事務所が発行する納入証明書又はその写し
 - ・ 労働保険料については、地方労働局が発行する納入証明書又はその写し
- なお、これらの書類については、2（5）③に記載した納付確認の対象となる税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないことを確認できるものを提出して下さい。

また、優良確認の申請の場合においては、①から⑤に掲げる書類に加え、次の書類を提出して下さい。

- ⑥ 現に受けている産業廃棄物処理業等の許可証の写し
- ⑦ 直前3年の各事業年度における財務諸表（現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の申請書に添付したものを除く。）

例えば、現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の申請時から優良確認の申請時まで、2事業年度分の財務諸表が作成されている場合には、申請者は、当該2事業年度分の財務諸表を優良確認の申請時に提出しなければなりません。

2 優良基準

優良基準は、以下のとおりです。

（1）遵法性に係る基準（規則第9条の3第1号等）

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないこと。

ここで、「特定不利益処分」とは、次に掲げる不利益処分をいいます。

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
- ⑤ 広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

「従前の許可の有効期間」とは、許可の更新を受けた者が当該更新を受ける前に受けて

いた許可（申請者が申請の段階で現に受けている許可）に係る許可の有効期間をいい、申請者が既に優良認定を受けている場合には、7年の許可の有効期間中、特定不利益処分を受けていないことが必要。

（2）事業の透明性に係る基準（規則第9条の3第2号等）

この基準に関しては、法律が改正施行される前から優良品評価基準適合確認を受けるための情報公開・更新を行っている者について、経過措置が設けられています。詳細は、「6 経過措置」をご参照下さい。

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

「一定期間」とは、通常の場合、申請の前6月間をいうが、申請者が既に優良認定を受けた者である場合、優良認定に係る産業廃棄物処理業等の許可を受けた日から当該申請の日までの間継続して情報を公表・更新していることが必要。

また、優良確認を受けた者が、当該優良確認を受けた後初めて産業廃棄物処理業等の許可の更新の申請をする際に併せて優良認定の申請をした場合には、当該優良確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間継続して情報を公表・更新していることが必要。

「インターネットを利用する方法」としては、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者等自らが開設したホームページを利用する方法が考えられます。

（3）環境配慮の取組に係る基準（規則第9条の3第3号等）

ISO14001 又はエコアクション21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

（4）電子マニフェストに係る基準（規則第9条の3第4号等）

情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能であること。

（5）財務体質の健全性に係る基準

以下の基準に適合していること。

① 自己資本比率に係る基準（規則第9条の3第5号等）

直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。ここで、「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいいます。

② 経常利益金額等に係る基準（規則第9条の3第6号等）

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

ここで、「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額に、通常、販売費及び一般管理費の額の一項目として記載されている減価償却費の額を加えて得た額をいう

こと。なお、減価償却費の額が販売費及び一般管理費の額の一項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額はゼロとして差し支えありません。

③ 税及び保険料の納付に係る基準（規則第9条の3第7号等）

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。ここで、産業廃棄物処理業等の実施に関連のある税目とは、具体的には以下のとおり。

（国税）法人税及び消費税

（都道府県税）道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税

（市町村税）市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税

また、都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定を受けようとする場合にあっては当該都道府県に係る都道府県税及び当該都道府県内の市区町村に係る市町村税が本基準の対象となります。

社会保険料及び労働保険料については、申請者が優良認定等を受けようとする都道府県に有する産業廃棄物処理業等に係る事業所に係るものが納付確認の対象となります。

④ 維持管理積立金の積立てに係る基準（規則第9条の3第8号等）

優良認定等を受けようとする都道府県知事又は政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

（6）優良認定を受けようとする場合には、5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。

4 優良認定等

申請者が優良基準に適合している場合、優良認定等を行い、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証を交付します。

また、この場合の許可の有効期間は、7年となります。

なお、改正令附則第5条に基づく優良認定を受けた者に係る許可の有効期間は、当該優良認定を受けた日から7年となるのではなく、現に受けている許可の有効期間を2年延長する扱いとなります。

5 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

産業廃棄物処理業等の許可の申請者が、優良基準に適合すると認められるときは、当該申請に係る申請書類のうち、以下のものの提出が不要となります。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 定款及び寄附行為

6 経過措置

2（2）の事業の透明性に係る基準の適用については、平成**23**年3月**31**日以前に、改正前の廃棄物処理法施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開し、かつ、当該情報を同表に規定する頻度で更新していた場合には、当該情報の公開・更新をしていた期間は、新規則第9条の3第2号等の表に規定する情報の公表・更新をしていた期間とみなされます。

これにより、例えば、平成**23**年3月1日から3月**31**日までの1ヶ月間、旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた者が、引き続き、平成**23**年4月1日から平成**23**年8月**31**日までの5ヶ月間、新規則第9条の3第2号等の表に規定する情報を公表・更新し、平成**23**年9月1日に優良認定等の申請をした場合、当該情報を合計6ヶ月間継続して公表していたこととみなされ、本基準に適合することとなります。

なお、ここでいう旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた期間とは、旧規則第9条の2第3項等に基づくいわゆる「優良性評価制度」（以下「旧優良性評価制度」という。）において基準適合確認を受けた者が情報を公開・更新していた期間に限られず、基準適合確認を受けていない者が自らのホームページ等において旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた期間も含まれます。

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

<p>優良基準適合確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="padding-left: 40px;">(市長)</p> <p style="padding-left: 80px;">申請者</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所</p> <p style="padding-left: 100px;">氏 名</p> <p style="padding-left: 120px;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="padding-left: 100px;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第 附 則 第 5 条 第 1 項 附則第5条第2項において準用する同条第1項 248号）附則第5条第3項において準用する同条第1項 の確認を受けたいので、関係書類を添えて申 附則第5条第4項において準用する同条第1項 請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可の有効期間の満了の日	年 月 日
収集運搬業・処分業の区分	
※事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

問い合わせ 申請書の提出先

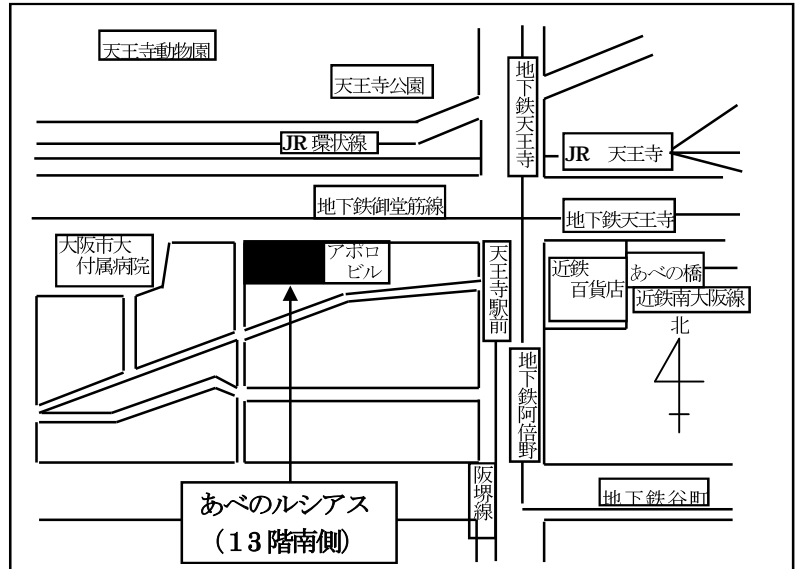
大阪府内

大阪府
環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課
〒559-8555
大阪市住之江区南港北 1-14-16
咲洲庁舎 21 階
☎ 06-6210-9564 (ダイヤル)
FAX 06-6210-9569
ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/sangyohai/ki/sanpai/>



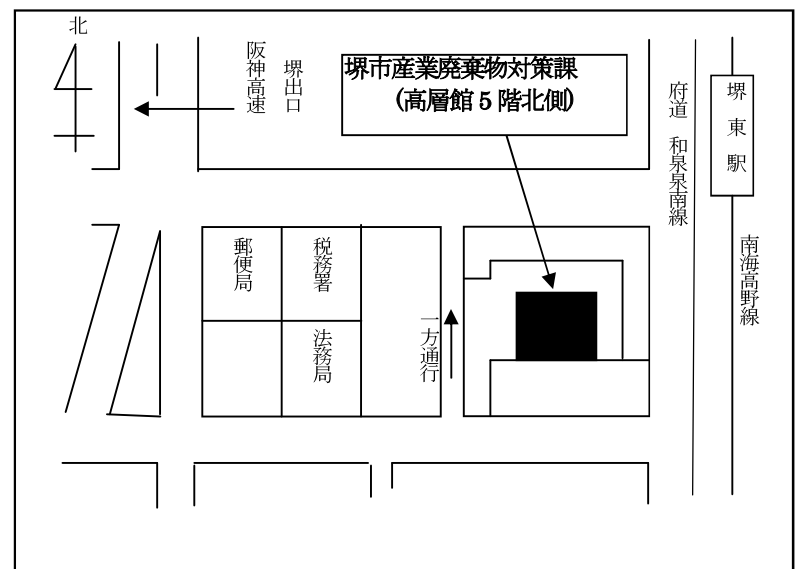
大阪市内

大阪市 環境局環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制担当
〒545-8550
大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号
あべのルシアス 13 階
☎ 06-6630-3284
FAX 06-6630-3581
ホームページ
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009158.html>



堺市内

堺市 環境局
環境保全部 産業廃棄物対策課
〒590-0078
堺市堺区南瓦町 3-1
堺市役所高層館 5 階
☎ 072-228-7476 (ダイヤル)
FAX 072-228-7317
ホームページ
<http://www.city.sakai.lg.jp/>
お願い 堺市に許可申請される場合は、
15 時までにご来庁ください。



東大阪市内

東大阪市
環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪市役所 7階

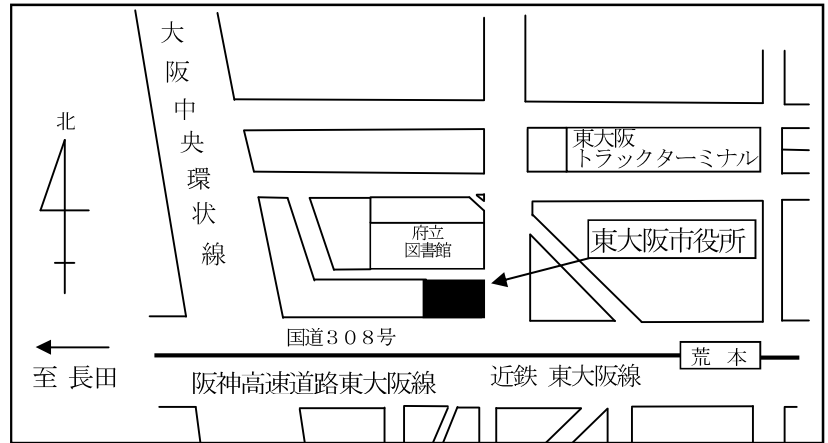
☎ 06-4309-3208

FAX 06-4309-3944

ホームページ

<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>

お願い 東大阪市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。



高槻市内

高槻市
産業環境部
資源循環推進課

〒569-0066

高槻市中川町2番14号
高槻市衛生事業所 2階

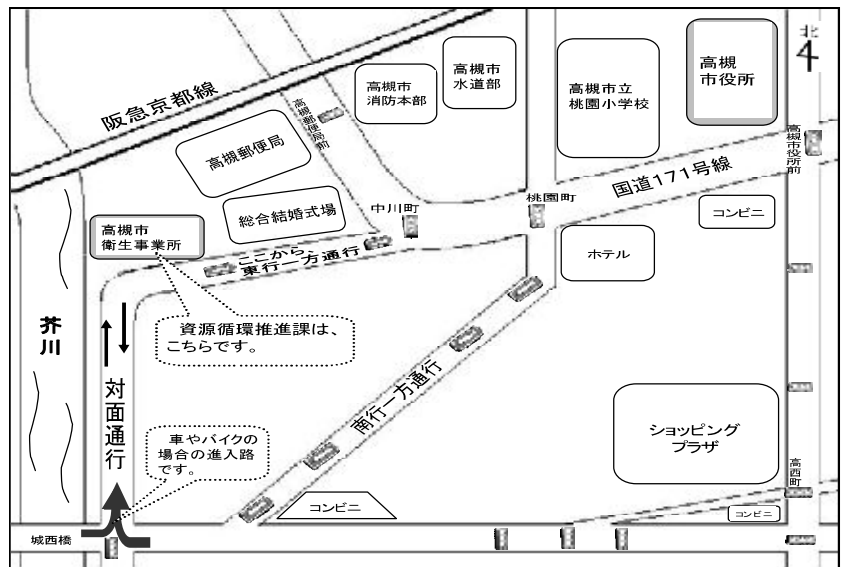
☎ 072-675-3695

FAX 072-675-5327

ホームページ

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

お願い 高槻市に許可申請される場合は、
16時までにご来庁ください。



豊中市内

豊中市
環境部 環境センター
減量推進課

〒561-0891

豊中市走井2丁目5番5号
中部事業所内 1階

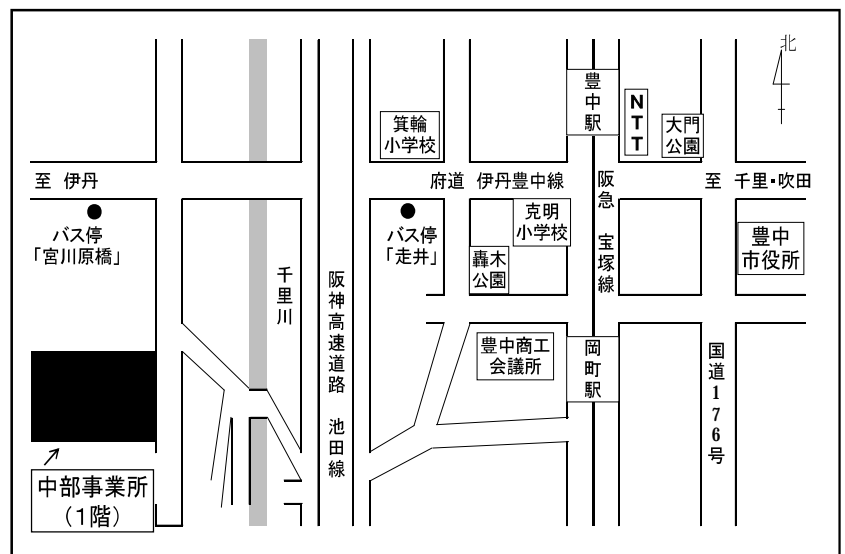
☎ 06-6858-3070

FAX 06-6846-6390

ホームページ

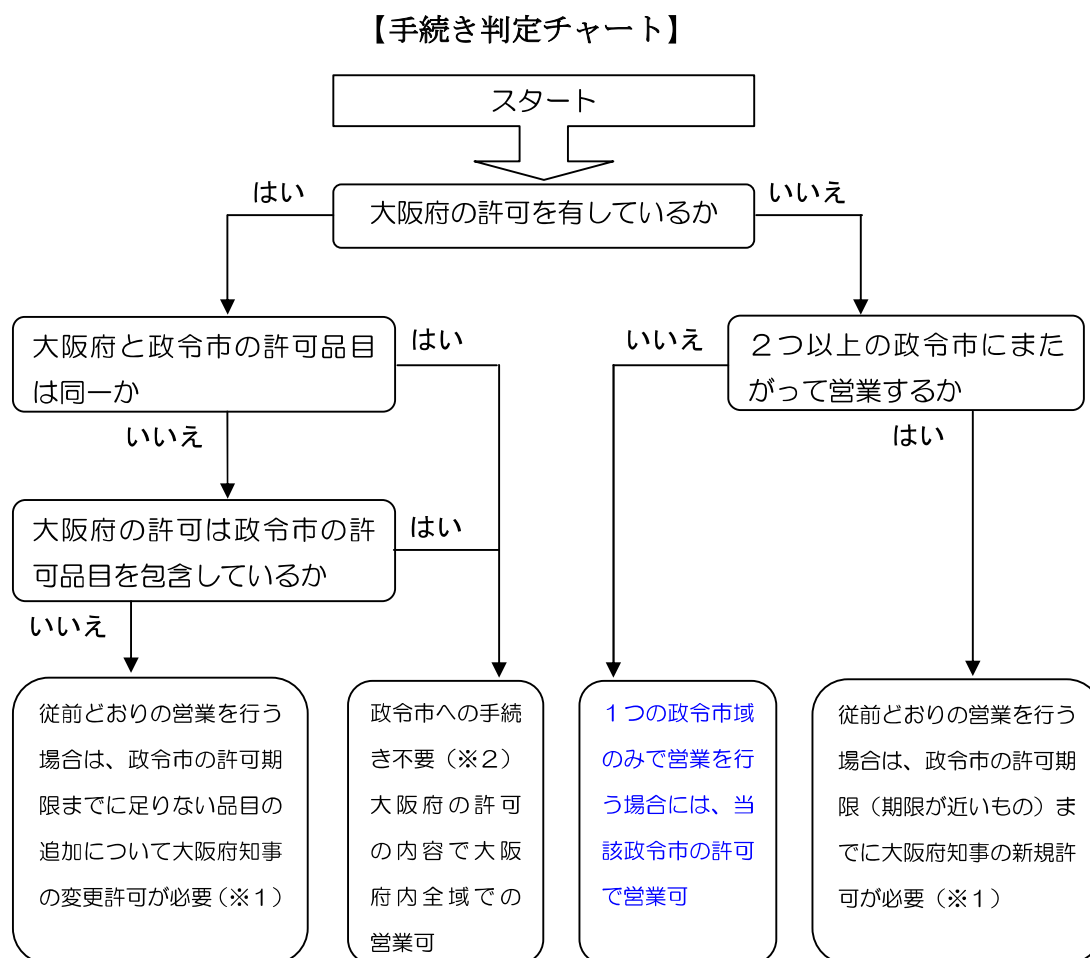
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

お願い 豊中市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。



政令市に許可の更新申請をお考えの方へ

- ★ 平成23年4月1日からは、11ページに記載のとおり（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）許可の合理化がはかられ、原則として大阪府知事の許可のみで大阪府内全域の（特別管理）産業廃棄物の収集運搬業が可能になります。
- ★ つきましては、下記の手続き判定チャートをご確認いただき、申請の要否について、ご検討をお願いいたします。



(※1) 大阪府の新規又は変更許可を取得した時点で、政令市の許可は失効します。

(※2) 平成23年4月1日時点で政令市の許可は失効します。

- ★ 堺市に許可申請される場合は、上記をご確認のうえ、現に取得している大阪府内の許可がある場合には、当該許可証のコピー及び次ページのチェックシートをご持参ください。
なお、現に取得している大阪府内の許可がない場合には、取得許可証なしにチェックをお願いいたします。

【チェックシート】

府下の他行政の許可（積替え・保管を含まない）の有無について、該当する□に☑を、許可品目に○をし、許可期限を記入してください

□ 取得許可証なし

府下の他行政の許可（積替え・保管を含まない）の有無

・該当する□に?を、許可品目に○をし、許可期限を記入してください

○産業廃棄物

許可を受けている行政	許可品目																			
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	
□大阪府																				
・石綿含有産業廃棄物を(□含む・□含まない) ・許可期限(年 月)																				
□大阪市																				
・石綿含有産業廃棄物を(□含む・□含まない) ・許可期限(年 月)																				
□堺市																				
・石綿含有産業廃棄物を(□含む・□含まない) ・許可期限(年 月)																				
□東大阪市																				
・石綿含有産業廃棄物を(□含む・□含まない) ・許可期限(年 月)																				
□高槻市																				
・石綿含有産業廃棄物を(□含む・□含まない) ・許可期限(年 月)																				

○特別管理産業廃棄物

許可を受けている行政	許可品目										
	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物	汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻
□大阪府											
・許可期限(年 月 日)											
□大阪市											
・許可期限(年 月 日)											
□堺市											
・許可期限(年 月 日)											
□東大阪市											
・許可期限(年 月 日)											
□高槻市											
・許可期限(年 月 日)											

**(特別管理) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の購入先
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の講習会の問い合わせ先**

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

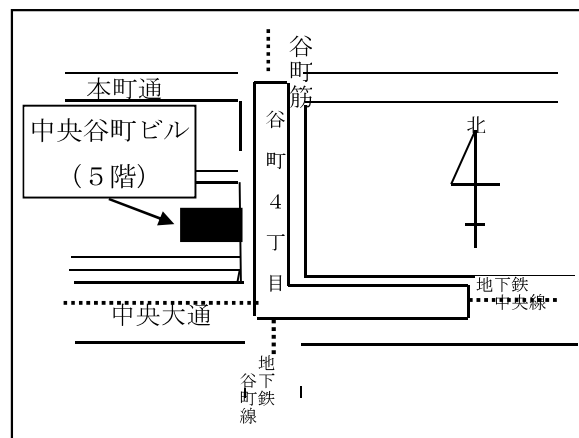
〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

中央谷町ビル 502号

☎ 06-6943-4016 FAX 06-6942-5314

ホームページ <http://www.o-sanpai.or.jp/>



※「登記されていないことの証明書」の問い合わせ先

最寄りの法務局又は、

大阪法務局 民事行政部戸籍課

☎ 06-6942-1481 (代表)

〒540-8544 大阪市中央区谷町2丁目1番17号

大阪第2法務合同庁舎 (大阪府庁近く、前頁の地図参照)

※大阪法務局では窓口でのみ証明書発行を行っているため、郵送の場合は東京法務局に申請してください。

東京法務局 民事行政部後見登録課

☎ 03-5213-1234 (代表)、03-5213-1360 (ダイヤルイン)

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 (4階)

ホームページ: <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html/>

大阪府流入車規制のお知らせ（大阪府交通環境課）

- 廃棄物の運搬車両については、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、平成 21 年 1 月 1 日（特種自動車は平成 21 年 10 月 1 日）から、対策地域（府域のうち、豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域を除く地域）で廃棄物の積卸しを伴う収集運搬を行う場合は、**排ガス基準に適合した自動車（車種規制適合車）等の使用と、適合車等ステッカーの表示**が義務付けられています。（対策地域で積卸しせず、通過するだけの場合は対象外です。）
- 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyuui/index.html>)

大阪府から産業廃棄物の処理を受託する皆様へ

大阪府は、平成 23 年度より一部の部署において電子マニフェストを導入します。
処理業者におかれましても、電子マニフェストの導入にご協力をお願いします！

電子マニフェストの導入にご協力を！

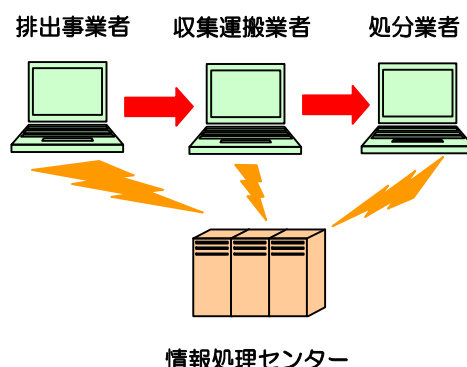
大阪府は、平成 23 年度より、電子マニフェストシステムに加入します。
しかし、電子マニフェストを利用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が、電子マニフェストシステムに加入していることが必要です。
つきましては、産業廃棄物処理業者の皆様にも、電子マニフェストシステムに加入していただきますよう、ご協力をお願いします。

※ 収集運搬業者又は処分業者が電子マニフェストシステムに加入されていない場合は、従来どおり産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用します。

電子マニフェストのメリット

- ◆ マニフェストの返送が不要
→ マニフェスト返送における紛失等の防止
- ◆ マニフェストの保存が不要
→ 保存義務（5 年間）違反への注意が不要
- ◆ マニフェスト情報の管理（集計、加工、保存）が可能
→ 法令で定める帳簿記載事項のダウンロード可能
- ◆ パソコンや携帯電話から簡単に報告確認が可能
→ 事務処理の効率化

※ この他、平成23年度からは、電子マニフェストシステムに加入するなどの基準を満たす処理業者の許可の更新期間を現在の5年から7年に延長する制度が始まる予定です。



※ 収集運搬業者は、加入料(5,250 円)と基本料（1 年間 13,125 円）が必要ですが、使用料（処理を委託するときの登録料）は排出事業者が負担します。

電子マニフェストシステムについての問合せ先

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 284 日本橋コアビル 2F
TEL・・・03-3668-6513
ホームページ・・・<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>